

令和6年度第2回東久留米市地域公共交通会議 会議録

開催日時	令和7年1月9日（木）10:00～10:50	
開催場所	東久留米市役所7階 702会議室	
出席状況	委員	秦野委員、吉野委員（代理：菅原氏）、富樫委員、細田委員、佐藤委員、小寺委員、榊原委員、武内委員、大日方委員、藤井委員、久保委員（13名中11名）
	市	（事務局）道路計画課長、道路計画課職員4名
	傍聴者	2名
次第	<p>1 開会</p> <p>2 会議録署名委員の指名</p> <p>3 報告 東久留米市デマンド型交通の本格運行に向けた運営方針の決定について</p> <p>4 議事 令和6年度議案第2号 東久留米市地域公共交通会議設置要綱第7に規定する交通会議における協議が調った事項に係る軽微な変更事項等について  運賃協議会報告 令和6年度議案第3号 共通乗降場の変更について</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p> <p><b>* 配布資料</b> 東久留米市デマンド型交通の本格運行に向けた運営方針 議案第2号 東久留米市地域公共交通会議設置要綱第7に規定する交通会議における協議が調った事項に係る軽微な変更事項等について 議案第3号 道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議において協議が調っていることの証明書（案） 参考資料1 一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について（国資料） 参考資料2 東久留米市地域公共交通会議設置要綱 参考資料3 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議分科会（運賃協議会）の委員について 参考資料4 東久留米市デマンド型交通の本格運行に向けた運営方針（素案）に対するパブリックコメント（ご意見）と市の考え方 参考資料5 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明 参考資料6 「くるぶー」にチャイルドシートを設置しました。（令和6年7月）</p>	
会議録	<p><b>次第1 開会</b> 開会：10時00分 ＜事務局紹介＞ ＜配布資料の確認＞</p> <p><b>次第2 会議録署名委員の指名</b> 会長より会議録署名委員を2名指名</p> <p><b>次第3 報告</b> 東久留米市デマンド型交通の本格運行に向けた運営方針の決定について</p>	

**【会 長】**

報告事項について、事務局の説明を求める。

**【事 務 局】**

報告事項の説明を行う。

なお、当該方針策定に向けて実施した、方針(素案)に対する市民から寄せられた意見について、参考資料4(東久留米市デマンド型交通の本格運行に向けた運営方針(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方)を用いて説明を行った。

**【会 長】**

当該方針について、パブリックコメント等、策定の経緯を含めて報告頂いた。本内容について、質問や意見はあるか。

**【委 員 A】**

パブリックコメントを実施した中で、市民から様々な意見が寄せられている。これら意見に対して、市の考え方を示しているところではあるが、本市デマンド型交通を継続して運行していくためには、市民からの理解をより深めることが重要だと考える。このため、本市デマンド型交通の実施目的等については、引き続き、周知活動を実施すべきと考える。

**【事 務 局】**

デマンド型交通の周知については、当市HPや市報、そして、本年度は市民祭りに参加し、周知活動を実施している。

引き続き、周知活動を行うことで、本市デマンド型交通に対する市民からの理解向上に努めていく。

**【会 長】**

本方針は、5か年の計画(実験運行)の中で、中間評価(「東久留米市デマンド型交通の方向性について(案)」)を行い、更に本格運行に向けた方針(素案)をパブリックコメントに掛けた上で、策定されている。このようなアプローチの中で、未だに様々な意見が寄せられる背景として、本市デマンド型交通に対する市民からの期待がうかがえる。

引き続き、本市デマンド型交通に対する理解を深めてもらえるよう、周知活動をお願いしたい。

その他、質問や意見はあるか。

**【委 員】**

(意見等なし)

**【会 長】**

報告事項について、以上とする。

**次第4**

議案第2号 東久留米市地域公共交通会議設置要綱第7に規定する交通会議

における協議が調った事項に係る軽微な変更事項等について  
(以下「軽微な変更事項等」という。)

議案第3号 共通乗降場の変更について

【会 長】

議案第2号について、事務局の説明を求める。

【事務局】

議案第2号の説明に先立ち、東久留米市運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）設置の経緯や、東久留米市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）の一部改正について、参考資料1（一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について（国資料））及び参考資料2（東久留米市地域公共交通会議設置要綱）を用いて説明を行い、その後、議案第2号の説明を行う。

【会 長】

本議案は、道路運送法第9条第4項の改正に伴い、軽微な変更事項等の取扱いの変更となるが、本内容について、質問や意見、異議はあるか。

【委 員】

（異議等なし）

【会 長】

議案第2号について、異議なしのため、議案第2号を承認とする。  
運賃協議分科会での議事結果について、分科会長に説明を求める。

【分科会長】

運賃協議分科会での議事結果について、参考資料5「道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書」を用いて説明し、了承を得た。

【会 長】

運賃協議分科会での議事結果について、以上とする。  
議案第3号について、事務局の説明を求める。

【事務局】

議案第3号の説明を行う。

【会 長】

本格運行において、共通乗降場が2箇所追加及び1箇所移設となる。  
本内容について、質問や意見はあるか。

【委 員】

（異議等なし）

**【会 長】**

議案第3号について、異議なしのため、議案第3号を承認とする。

**次第5 その他**

**【事務局】**

その他報告は、2点ある。

1点目は、くるぶーの車両に令和6年7月1日からチャイルドシートを設置して運用を開始したことを報告させていただく。これは、くるぶーの運行に関しては、先ほどのパブリックコメントのところでも申し上げたが、様々な利便性の向上に関する意見をいただく中、複数の乳幼児をお連れの利用者の声を受け、新生児（0～1歳児位まで対応可（※））に対応のチャイルドシートを設置した。利便性の向上については、今後も努めていきたいと考えている。

**【会 長】**

本内容について、質問や意見はあるか。

チャイルドシートの設置については、私が関わっている23の地域公共交通会議で初めての取り組みである。本市デマンド型交通の目的の1つである「子育てしやすい環境づくり」を掲げる中で、単なる見えるかではなくて、実質的に子供の安全を守る形の運用が図られたことは良いことである。

**【事務局】**

2点目は、来年度の地域公共交通会議の日程についてである。

現時点では、開催時期は未定である。今回は、AI交通システム導入の状況等、運行状況のご報告ができればと考えている。

**【会 長】**

開催時期については、事務局で判断願う。

その他、報告事項等あるか。

**【バス事業者】**

2点報告させていただく。

1点目は、東久留米市下里にある停留所「三角山」は、東京都内唯一の危険度Aランクとなっていたが、昨年11月に停留所を移設することで、危険度Bランクとなり危険度Aランクからは解消されたことを報告させていただく。引き続き、Bランク解消の対応に努めていく。

2点目は、ひばりヶ丘駅から武蔵境駅間のバスルートを管轄する滝山営業所で、乗務員におけるインフルエンザの罹患者が増大しているため、本ルートについては、12月18日から一時的に減便している。なるべく早い解消に努めていく。ご不便をお掛けするがご理解賜りますようお願いしたい。

**【会 長】**

その他、報告事項等あるか。

無いようなので、これで令和6年度第2回東久留米市地域公共交通会議を終了する。

次第7 閉会

閉会：10時50分